

令和八年七月二十三日付け広島県報（定期）第五十七号に登載の広島県告示第八百四十六号（令和四年広島県告示第四百十三号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を変更する告示）の一部を次のように訂正する。

土木建築局港湾振興課長

ページ	行	正	誤
一	変更前の欄の広島港出島地区の制限区域の欄の前から一行目から三行目	沖合六五メートルまで	沖合四五メートルまで